

令和3年度高知県任期付職員（県史編さん(民俗)）採用選考考査実施要領

令和4年1月13日
高 知 県

1 募集（採用予定）人員及び任期等

- (1) 募集人員：1名（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項第1号）
- (2) 任 期：原則として、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年）
（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第6条の規定に基づく）
- (3) 募集分野：県史編さん（民俗）
- (4) 職 種：一般事務

2 受験資格

次の（1）から（5）までの要件をすべて満たす者

- (1) 大学又は大学院において民俗学に関する課程を修了し、同分野に関する修士若しくは博士の学位を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者
- (2) 次に掲げるいずれかの職歴を有する者
 - ア 都道府県の自治体史の編さんにおいて、職員（※）として民俗に関する資料調査・編集等の実務経験が2年以上ある者
 - イ 社会教育法（昭和24年法律第207号）による社会教育施設において、職員（※）として民俗に関する学芸業務の実務経験が2年以上ある者
- ※ 常勤又は非常勤（週29時間以上）として勤務する職員
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 日本国籍を有する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

3 応募（受験）の手続き

- (1) 受付
令和4年1月13日（木）から同年2月4日（金）までの間、高知県総務部人事課で受け付けます（土曜日及び日曜日を除く）。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、郵送による場合は令和4年2月4日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

(2) 申込方法

申込書(別紙1)に次の書類を添えて、高知県総務部人事課へ提出してください。(郵送による申込は、封筒の表に『任期付職員応募』と朱書きし、簡易書留扱いで送付してください。)

ア 論文

テーマ：**これからの自治体史(都道府県レベル)、特に民俗分野での編さんにおいて望ましい内容はどのようなものか、学術性の確保と分かりやすさの視点を踏まえて、できるだけ具体的に、あなたの意見を記載してください。**

記載様式：A4(用紙縦)、横書き、フォントサイズ12ポイント、1行当たり40字、1枚当たり35行、3枚程度(4,200字以内)

用紙1枚目にテーマ及び応募者氏名を記載してください。

図表の活用は自由としますが、別紙としてください。

イ 最終学歴を証するもの及び成績証明書1部(成績証明書は、大学及び大学院の両方を提出してください。)

ウ 学芸員資格を有することの証明書の写し1部

エ これまでの研究業績、論文等の一覧表

4 選考考査実施内容等

(1) 選考考査の内容

ア 第一次試験 申込書に記載の職歴、論文による書類審査(3(2)で提出された書類による)

イ 第二次試験 口述(面接)試験

(2) 第二次試験の日程及び場所

ア 日程 令和4年2月20日(日)

イ 場所 高知県高知市丸ノ内2丁目1-19 高知県職員能力開発センター

5 合格発表の時期

次により、受験者に直接通知します。

第一次試験 令和4年2月中旬

第二次試験 令和4年2月下旬～3月上旬

※ 第一次試験及び第二次試験の結果をもとに、採用候補者を決定します。採用候補者の決定の有無は、第二次試験受験者に対して、令和4年2月下旬～3月上旬までに文書で通知します。

なお、状況に応じて2回目の採用候補者を決定することがあります。この場合も、第二次試験受験者に対し、令和4年3月上旬頃に文書で通知します。

6 任命等

(1) 採用の時期

原則として、令和4年4月1日

(2) 配属先及び業務内容等

文化生活スポーツ部に配属され、新たな『高知県史』の編さんに関する次の業務を行います。

ア 高知県史編さん編集委員会専門部会(民俗部会)の運営

イ 高知県の民俗に関する資料調査、研究、及び広報啓発活動

ウ 民俗部会が担当する刊行物の編集

(3) 予定する職位、給料表及び給料月額等

ア 職位 一般職員の例による

イ 給料表 行政職給料表

ウ 給料月額等 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）等の規定に基づき、採用前の経歴を考慮して個別に決定します。

（例示として、4年生大学を卒業し、大学院での修士課程を修了した後、地方自治体職員として2年間の実務経験を有する者で行政職給料表の適応を受ける職員の場合の給料は月額207,300円（令和3年4月1日時点）です。）このほか、期末手当及び勤勉手当を支給するとともに、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等を支給します。

7 試験成績の開示

(1) 対象者

受験者全員

(2) 請求期間

第一次試験のみの受験者については、第一次試験合格発表の日（令和4年2月中旬）の翌日から3か月以内

第二次試験の受験者については、2回目の採用候補者の決定通知日（令和4年3月上旬頃）の翌日から3か月以内

(3) 請求の方法

試験成績開示請求書（別紙2）に必要事項を記入の上、返信用封筒（定形、縦14～23.5cm×横9～12cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県総務部人事課に請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手404円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

(4) 開示内容

第一次試験のみの受験者に対しては第一次試験の総合得点と順位、第二次試験の受験者に対しては、総合得点（第一次試験の得点を含む。）と順位を開示します。

8 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県総務部人事課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話（088）823-9163（直通）

E-mail：110901@ken.pref.kochi.lg.jp

（上記メールアドレスは問い合わせ専用です。電子メールでの申込みはできません。）